

令和7年度平川市空き店舗対策事業補助金

～市内の空き店舗を活用して何か事業を始めようと思っている方へ～
空き店舗を貸借して出店される方に対し、賃借料と改修費の一部を補助します。

対象者

新たに市内の空き店舗を活用して事業を行う方
(3年以上継続して営業することが見込まれる事業)

対象経費 補助金額

- ①空き店舗の営業開始月以降の賃借料
1カ月分の3分の2以内（限度額：5万円／月、60万円／年）
※敷金、礼金及び共益費は除きます。
- ②営業開始日までの店舗改修費（消費税は除く）
2分の1以内（限度額：商業集積地域100万円、その他地域50万円）
※改修費の例：内・外装工事、給排水工事、空調工事、サイン工事、電気・照明工事、建物と一体となって機能する備品（商品陳列棚や店舗看板）

条件

- ①対象者に関する条件
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行っていない方
 - ・過去に平川市空き店舗対策事業補助金の交付を受けていない方
 - ・空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者もしくは2親等以内の親族またはこれらの方が所属する法人その他の団体でないこと
 - ・1日のうち午前9時から午後7時までの間に概ね3時間以上かつ1週間のうち5日以上営業する方
 - ・市内で現在営業している店舗から移転し、移転前の店舗を空き店舗としない方
- ※フランチャイズ経営の方は対象外です。
- ②対象事業に関する条件
- ・当事業の認定前に改修に係る工事等に着手していないこと
 - ・国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となっていないこと
 - ・建築基準法およびその他の法令に違反していないこと
 - ・平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団または暴力団員等に該当する者が行っている事業でないこと
 - ・政治活動または宗教活動でないこと

問合せ先

平川市役所 経済部商工観光課 商工観光係
〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6
TEL:0172-55-5732(直通)

裏面もご覧ください

申請の流れ

申請者

市

空き店舗の活用を決め、店舗の貸借契約後に認定申請書を提出

【提出書類】

- ・店舗の位置図、内外の写真、改修工事前の写真
- ・賃貸契約の写し
- ・改修工事の見積書の写し
- ・市外に住所がある方は納税証明書など

※対象経費など、詳細については、商工観光課窓口にお尋ねください。

補助金申請は開業後1年を経過してからとなるため、領収書等の書類は大切に保管すること

認定日から1年内に営業を開始し、開始後速やかに、営業開始届を市に提出

営業要件：9:00～19:00の間に3時間以上、週5日以上

【提出書類】

- ・営業開始届

通知に記載された書類を準備し、速やかに、補助金交付の手続きをする。

事業実施状況報告を3年間行う。

提出

認定申請書を受理した後、意見照会、収納状況照会(市内に住所を有する方のみ)等により精査する。

申請から2週間程度で

通知

申請者へ認定書を通知
※認定日以降から事業着手可能となる。

事業着手は
認定日以降から



提出

営業開始届を受理後、定期的に営業状況を確認する。

通知

営業開始から1年を経過する頃に、補助金申請手続きについて通知する。

提出

提出書類を精査し、振り込み手続きをする。

申請から3週間程度で振込となる

その他

- ・申請書類は、市ホームページまたは商工観光課窓口にございます。
- ・申請にあたっては、交付要綱やQ&Aをよくご確認ください。

表面もご覧ください